

## 借地借家法 建物賃貸借の対抗力 管業 H25-04-4 ≪#455≫

【問】 正誤をつけよ。

マンションの専有部分甲(以下「甲」という。)について区分所有権を有するAが甲をBに賃貸し、Bがそこに居住した後に、Aが甲をCに売りその旨の登記をCに移転した場合に、Cは、Bに対して、甲の明渡しを請求することができる。

【答え】 誤り

### ≪ポイント≫ 建物賃貸借の対抗力

建物の賃貸借は、その登記がなくても、建物の引渡しがあったときは、その後その建物について物権を取得した者に対し、その効力を生ずる。(借々法 31 条)。